

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

お知らせ

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入、国民年金保険料を納付しなければなりません。しかし、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

●対象となる学生

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外の日本分校に在学する方です。

また、夜間・定時制や通信課程の方も含まれます。

学生などで、ご本人の前年の所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

●所得の目安

前年の所得(申請者本人のみ)

128万円+{扶養親族などの数×38万円}+社会保険料控除など

●承認を受けた期間

老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます。

不慮の事故や病気により障害が残った場合、障害基礎年金を請求することができます。

ただし、学生納付特例の期間は年金額に反映されないことから、将来受け取る年金額を増額するためにも、後から納付(追納)することをお勧めします。



【国民年金保険料学生納付特例の申請について】

学生納付特例制度により、令和5年度に保険料納付を猶予されている方で、令和6年度も引き続き在学予定の方へ、4月初めにハガキ形式の学生納付特例申請書が届きます。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要な事項を記入して返送いただくことにより、令和6年度の申請ができます。(この場合、在学証明書または学生証の写しは不要です。)

なお、令和6年度は学生納付特例制度を使用せず、保険料の納付をご希望の場合は、納付書を作成して送付します。お手数をおかけしますが、お近くの年金事務所までお問い合わせください。



お問い合わせ先

高知西年金事務所 ☎088-875-1717
町民課 ☎22-3117
大正地域振興局 町民生活課 ☎27-0112
十和地域振興局 町民生活課 ☎28-5112

意見公募の結果について

お知らせ

意見公募を行っていましたが下記3つの案件ですが、いずれも意見は提出されませんでした。

- ①四万十町高齢者福祉計画・第9期(令和6~8年度) 介護保険事業計画(案)
- ②第3次四万十町男女共同参画計画(案)
- ③四万十町第4期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)



お問い合わせ先

①高齢者支援課 ☎22-3900
②町民課 ☎22-3117
③健康福祉課 ☎22-3115

国民年金基金のご案内



自営業者やフリーランスの方など国民年金に加入の方が、国民年金とセットで加入し税制のメリットをいかしながら掛金を積立て、より充実した年金を終身受け取る積立方式の公的な年金です。



会社員などが加入する厚生年金に代わる年金です。

	自営業やフリーランスの方	会社員・公務員など
2階部分	国民年金基金	企業型年金など 厚生年金
1階部分	国民(基礎)年金	国民(基礎)年金

※基礎年金=40年納付の場合
1ヶ月当たり約66,000円の年金!

- ① 20歳~60歳未満の国民年金に加入の方(第1号被保険者)
- ② 国民年金の任意加入者(60歳~65歳未満の方や海外在住の方)

詳細はお問い合わせください。

国民年金基金 5つのメリット

① 終身年金が基本

- 65歳から生涯受け取る終身年金(A型・B型)が基本です。長い老後の生活に備えることができます。
- 終身年金が基本なので、長生きリスクを軽減することができます。

② 年金額が確定、掛金額も一定

- 掛金の支払いにより、将来受け取る年金額が確定します。
- 加入時の掛金額は払込期間終了まで変わりません。(途中で口数を変更しない場合)
- 運用結果で年金額が下がってしまうようなリスクはありません。

③ 税制上の優遇

- 掛金は全額社会保険料控除、確定申告で税金が軽減されます。
- 受け取る年金は公的年金等控除の対象となります。
- 遺族一時金は全額非課税です。
- 生計を一にする扶養親族の掛金を併せて控除することで税の軽減の効果がさらに高くなります。

④ 万が一のときは家族に一時金

- 万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)
- 万が一早期に亡くなったときでも、家族に遺族一時金が支払われますので掛け捨てになりません。

⑤ 自由なプラン設計

- ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。
- 加入後も年金・掛金の額を口数単位で増減できます。
- 掛金を年度分前納すると、割引があります。
- どうしてもお支払いが大変なときはお休みすることもできます。

国民年金基金
かんたん解説動画はこちら

